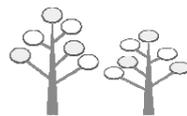


平成30年度 定期予防接種のご案内



予防接種の進め方

- 接種する予防接種についてよく理解しましょう。**『予防接種と子どもの健康』をよく読みましょう。
対象年齢、接種回数、接種間隔、異なるワクチンを受ける場合の接種間隔、副反応などを確認しましょう。
また予防接種の効果、副反応についても理解し、接種後30分程度は医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
1か月以内に体調の変化がありましたら、予防接種を受けたことを医師に伝えるようにしましょう。
- 実施場所** 原則、市内予防接種実施医療機関(裏面参照)にて無料で接種できます。(事前予約要)
- 接種時期** 予防接種は体調のよいときに受けることが原則です。日頃より保護者の方は、お子様の健康状態によく気を配りましょう。また体調に心配がある時は接種を見合わせることも必要です。
- 長期療養のため定期接種の機会を逸した場合**
事前に保健センターで申請すれば、回復後2年間は定期接種として受けることができます。(条件あり)
- 伊丹市外の医療機関で接種を希望される場合**
必ず保健センターで事前申請が必要です。(母子健康手帳および印鑑要)。(郵送などでの対応も可。) この手続きをしていないと、費用が自費となり、任意接種の取り扱いとなります。

種類	対象者	回数	接種について	備考	
B型肝炎	出生後～1歳になる前日まで	3回	1回目、2回目:27日以上の間隔をおいて接種。 3回目:1回目の接種日より139日以上の間隔をおいて、1歳の前日までに接種。 標準:生後2か月、生後3か月、生後7～8か月で接種	注)出生直後、母子感染予防のため、B型肝炎の予防接種を受けた人は3回とも健康保険での接種対象となります。(定期接種にはなりません)	
	開始時期	生後2か月になる前日～7か月になる前日	4回	初回接種(3回):27日以上の間隔をおいて1歳までに接種。 追加接種(1回):3回目より7月以上の間隔をおいて接種。	標準:初回接種は56日までの間隔で、追加接種は13月までの間隔で接種を行う。 注)1歳を過ぎて初回2回目、3回目の接種はできません。(医学的に必要ないため)引き続き初回接種より27日以上の間隔をおいて追加接種を行います。
ヒブ感染症	開始時期	生後7か月になる当日～1歳になる前日	3回	初回接種(2回):27日以上の間隔をおいて1歳までに接種。 追加接種(1回):2回目より7月以上の間隔をおいて接種。	
		1歳～5歳になる前日	1回		
	開始時期	生後2か月になる前日～7か月になる前日	4回	初回接種(3回):27日以上の間隔をおいて、2歳までに接種。 追加接種(1回):3回目より60日以上の間隔をおいて、1歳以降に接種(標準:生後12～15か月)	注)1歳を過ぎて2回目を接種した場合、3回目の接種はできません。また2歳を過ぎて2回目、3回目の接種はできません。(医学的に必要ないため)どちらの場合も引き続き追加接種を行います。
		生後7か月になる当日～1歳になる前日	3回	初回接種(2回):27日以上の間隔をおいて2歳までに接種。 追加接種(1回):2回目より60日以上の間隔をおいて、1歳以降に接種。	
	1歳～2歳になる前日	2回	60日以上の間隔をおいて接種。		
	2歳～5歳になる前日	1回			

種類	対象者	回数	接種について	備考	
4種混合ワクチン(DPT・ポリオ)	生後3か月になる前日～7歳半になる前日まで	4回	1期初回接種(3回): 20日以上の間隔をおいて接種。(標準:56日以内の間隔で。) 追加接種(1回):3回目より6月以上(標準1年～1年半)の間隔をおいて接種。	平成24年以前生まれの人でDPT(ジフテリア・百日せき・破傷風)や不活化ポリオ(生2回未完了の場合)の計4回の残り回数がある場合、DPT、不活化ポリオ、4種混合より必要なものを接種可。 明らかに百日せきと診断を受けた人⇒DT1期+不活化ポリオでの接種も可。	
	DPT1期				
	DT1期				
不活化ポリオ					
BCG	生後3か月になる前日～1歳になる前日まで	1回		標準的な接種期間は生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間	
MR(麻しん風しん)	1期	1歳になる前日～2歳になる前日まで	1回	麻しん単独、 風しん単独での接種も可。	
	2期	幼稚園、保育所(園)の年長組の年齢相当の人 今年度は H24年4月2日～H25年4月1日生まれの人	1回	期日:平成30年4月1日～平成31年3月31日	
水痘	1歳になる前日～3歳になる前日まで	2回	1回目は標準生後12～15か月に接種。 2回目は3月以上(標準:6月～12月)の間隔をおいて接種。	既に水痘と診断された人は接種できない。(医学的に必要がないため)今までに任意接種した回数も含む。	
日本脳炎	1期	3歳になる前日～7歳半になる前日まで	3回	1期初回接種(2回): 6日以上(標準:28日以内)の間隔をおいて接種。 追加接種(1回):2回目より6月以上(標準おおよそ1年)の間隔をおいて接種。	特例として、生後6月より海外渡航などの理由により接種を希望する場合、定期接種として接種することができます。(詳しくは保健センターまで)
	2期	9歳になる前日～13歳になる前日まで	1回	H19年4月2日からH21年10月1日生まれの人 :計4回の残り回数を9歳の前日から13歳の前日で6日以上の間隔をおいて接種可。	特例対象者 H7年4月2日～H19年4月1日生まれの人 :計4回の残り回数を20歳の前日まで接種可(ただし、13歳未満は必ず保護者同伴で。)
DT2期	11歳になる前日～13歳になる前日まで	1回	DPT・DT(ジフテリア・破傷風)の基礎免疫(1期初回・追加)の追加接種。	左記の年齢内で接種を。	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学校6年生～高校1年生の年齢に相当する女子	3回	厚生労働省発行の「HPVワクチンを受けるお子様と保護者の方へ」(ホームページ参照)を必ずお読みください。詳細は下記までお問い合わせを。		

注)保護者が同伴できない場合は委任状が必要となります。

予防接種は、まれに副反応が起こることがあります。したがって、日ごろよりお子様の体調をよく知る保護者の同伴が原則です。しかし、諸事情で同伴できない場合は、伊丹市にある専用書式(市ホームページからダウンロード可)の委任状を持参すれば、親族などの同伴で接種を受けられます。
※今後制度が変更となることがありましたら『広報伊丹』でお知らせします。
詳しくは、下記にてご確認ください。

- 持ち物**
- 母子健康手帳
 - 予防接種番号カード
 - 予診票(医療機関にあります)
 - 健康保険証など

伊丹市立保健センター 〒664-8503 伊丹市千僧1-1

TEL 072-784-8034 FAX 072-784-8139

平成30年4月発行